

通告後も、通告者に以下のような協力をお願いすることがあります。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子供と家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム 一親権者の懲戒権と児童虐待の関係一

親権の中の1つとして民法第822条には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子供をしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子供を叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならず」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★ 住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限

→P37 参照（住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限）

2 ニーズに応じた対応

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。なお、支援や制度によっては細かい条件があり、該当しない場合があります。

※ ★=対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない。
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない。

● 各種総合相談窓口

犯罪被害者等支援の知識や経験を持った者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

公益社団法人 広島被害者支援センター (P73)、広島県 (P56)、県内市町 (P59)、広島県警察 (P68)、第六管区海上保安本部 (P70, 71)、法テラス広島(P71, 72)

(2) 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い。

● 受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じ、医療機関の紹介等を行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った者が対応します。

(連絡先)

広島県立総合精神保健福祉センター(パレアモア広島)・広島市精神保健福祉センター(P95,96), 保健所(P99), 広島市各区地域支えあい課(P156), 市町保健センター(市町保健衛生担当課)(P144~の一覧参照), 公益社団法人 広島被害者支援センター(P73)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい。

● 自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先)

公益社団法人 広島被害者支援センター(P73)

(3) 生活上の問題

① 仕事上の困難

職場で不合理な対応に遭った。

● 労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

総合労働相談コーナー(P110), 広島県労働相談コーナー(P112), 広島弁護士会(P85)

働かなければならないが、就職先が決まらない。

● 就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

ハローワーク(公共職業安定所)(P109), ひろしましごと館(P112, 113)

★ 公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(公共職業安定所)(P109), 公共職業能力開発施設等(P111)

★ 訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、手当が支給されることがあります。

(連絡先)

ハローワーク（公共職業安定所）（P109），

★ 母子家庭等就業・自立支援事業

広島県ひとり親家庭サポートセンター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

広島県ひとり親家庭サポートセンター（P121），市町担当課（P144～の一覧参照）

★ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや広島県ひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

資格を取得し、スキルアップを図りたい。

★ 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父又は母が、経済的に効果的な看護師等の資格を取得するため、1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上)養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間について(上限48月。)毎月一定額を支給します。また、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ 自立支援教育訓練給付金事業

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講したひとり親家庭の父または母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

働きたいが、子供の世話がある。

→ P49 「④子育てに伴う問題」を参照してください。

②不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある。

★ 公営住宅への一時入居

犯罪被害者等の方が犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に避難する必要がある方については、原則として1年を超えない期間で、公営住宅を使用できます。

(連絡先)

- 県営住宅 広島県 (P57, 58)
- 市営(町営)住宅 市町担当課 (P144～の一覧参照)

転居する必要があるが、経済的に苦しい。

★ 公営住宅の入居に関する優遇制度

犯罪被害者等の方が犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった場合、公営住宅の入居に関する優遇制度が受けられます。

(連絡先)

- 県営住宅 広島県 (P57, 58)
- 市営(町営)住宅 市町担当課 (P144～の一覧参照)

③経済的な問題

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい。

★ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

※ ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合や事案の概要によっては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(連絡先)

広島県警察 (P66)

★ 労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先)

労働基準監督署(P108)

★ 災害共済給付制度

義務教育諸学校，高等学校，高等専門学校，幼稚園，幼保連携型認定こども園，高等専修学校，保育所等の学校の管理下における児童生徒等の災害に対して，センターと学校の設置者との契約により，医療費，見舞金を支給します。

(連絡先)

在籍する学校等，独立行政法人 日本スポーツ振興センター(P125)

医療費の負担を軽くしたい。

● 高額療養費制度

健康保険を利用し，同月内に医療機関等でかかった医療費の自己負担額が基準額(自己負担限度額)を超えた場合，申請により超えた金額が払い戻される制度です。

(連絡先)

全国健康保険協会(協会けんぽ)広島支部(P140)，健康保険組合(組合健保)，市町(国民健康保険・後期高齢者医療保険)(P144～の一覧参照)，各種共済保険(共済組合)，かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー等

★ 高額医療費の貸付(立替)制度

高額医療費は，支払いを受けるまでに時間がかかるため，当面の医療費の支払いに充てる資金として，「高額医療費貸付制度」が設けられています。

(連絡先)

健康保険組合(組合健保)，全国健康保険協会(協会けんぽ)広島支部(P140)，一部の市町(国民健康保険・後期高齢者医療保険)(P144～の一覧参照)，各種共済保険(共済組合)，かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

★ 医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために，その年中に支払った医療費の金額が一定の金額を超える場合に，その超える部分が医療費控除の対象となります。

控除を受けた金額に応じて所得税及び復興特別所得税が軽減される場合があります。

(連絡先)

税務署(P141)

★ 自立支援医療費支給制度

精神通院医療(精神疾患があり，通院による精神医療が継続的に必要な方)，育成医療(身体上の障害・疾患があり，手術等が必要な18歳未満の方)，更生医療(身体障害者手帳を持っており，障害を除去・軽減するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額が原則として1割になります。ただし，世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担に上限額を設定しています。

(連絡先)

市町担当課(P144～の一覧参照)，通院している医療機関

★ **重度心身障害者医療費助成**

重度心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として、一部負担金と所得制限があります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ **乳幼児医療費助成**

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。原則として、一部負担金と所得制限があります。

また、市町によって対象年齢や所得制限等が異なります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ **ひとり親家庭等医療費助成**

ひとり親家庭等に対して、保険診療分の自己負担額について一部を助成します。

原則として、一部負担金と所得制限があります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ **精神障害者医療費助成制度**

精神障害のある方が医療保険による診療（入院に係る医療を除く）を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として、一部負担金と所得制限があります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

生活資金に困っている。

★ **児童扶養手当**

父または母が離婚等により実質的に不在の家庭等で、18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童(一定の障害がある場合には20歳未満)を監護する母、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父、又は養育する者に対して支給します。ただし、所得制限や年金の受給状況等による支給制限があります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ **母子父子寡婦福祉資金貸付金**

ひとり親家庭の父及び母やその扶養している児童等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学等に必要な資金等の貸付けを行います。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ 生活福祉資金貸付制度

他の公的給付貸付制度等の利用が困難な低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯が一時的に生活に困窮した時に必要な資金（生活福祉資金）を低利又は無利子で貸し付けます。総合支援資金（就職活動中の生活費等を貸付け）や福祉資金（日常生活を送る上で一時的に必要なと見込まれる費用等を貸付け）、教育支援資金等があります。

連帯保証人を立てる場合は無利子となります。

貸付には審査があります。

(連絡先)

お住まいの各市区町社会福祉協議会（P100～参照）

広島県社会福祉協議会 生活支援課 電話 082-254-3413 FAX082-252-2133

★ ひとり親（寡婦）控除

現に婚姻をしていない方や配偶者の生死が不明な方（いわゆる「ひとり親」）で、一定の要件を満たす場合には、ひとり親控除の対象となります。

なお、ひとり親に該当せず、夫と死別又は離婚をした後、婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方（寡婦）で、一定の要件を満たす場合には、寡婦控除の対象となります。

控除を受けた金額に応じて所得税及び復興特別所得税が軽減される場合があります。

(連絡先)

税務署（P141）

子育てに係る費用の負担を軽くしたい。

★ 就学援助制度

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ 幼児教育・保育の無償化

幼稚園，保育所，認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料が無償化されます。無償化には，対象となる要件や支給上限額がある場合があります。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

④子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい。

● 子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子供の相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介します。

（連絡先）

児童相談所（広島県こども家庭センター，広島市児童相談所）（P120）

★ 子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子供の預かり，保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

（連絡先）

ファミリー・サポート・センター（P122, 123）

子供を預けたい

★ 一時預かり事業

保護者の疾病や事故等の様々な事情により，家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について，昼間，保育所その他の場所で一時的に預かります。

原則として，利用料が必要です。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ ショートステイ，トワイライトステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子供を養護したり，様々な事情により，家庭での養育が困難となった場合，一時的に子供を預かります。

利用料が必要です。

また，養育困難が長期にわたる場合等，乳児院等への入所について，こども家庭センター（児童相談所）等に相談することもできます。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照），児童相談所（広島県こども家庭センター，広島市児童相談所）（P120）

⑤子供・青少年についての相談

子供のことで不安や悩みがある。

● 子供・青少年についての相談

幼児期から思春期，青年期までの心理や行動，発達の課題についての相談に応じます。

（連絡先）

県内市町（「青少年に関する市町の相談窓口一覧」は，P159 に掲載。）

⑥福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい。

● 福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな支援を必要としている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

県内市町 (P144～の一覧参照)、福祉事務所(P98)、社会福祉協議会(P100～参照)

⑦報道に関すること

マスコミにどう対応してよいかわからない。

● 取材への対応

マスコミへの取材の自粛要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申入れをすることができます。(P24)

(連絡先)

各警察署 (P69)、広島弁護士会 (P85)

★ 申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に申立てをすることができます。

(連絡先)

「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」, 「雑誌人権ボックス」(P24)
広島弁護士会 (P85)

★ 広島県二次被害防止・軽減支援金

重大な被害を負った者やその家族のうち、報道機関による取材への対応等を弁護士に委嘱する者に対し、一定の条件のもとで支援金を支給します。

(連絡先)

広島県環境県民局県民活動課 (P56) 082-513-2744

⑧再被害の防止に関すること

地域でまた被害に遭わないか不安を感じる。

★ 警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、犯罪被害者等からの相談への対応等を行います。

(連絡先)

各警察署 (P69)

★ 再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸出し等を行います。

(連絡先)

各警察署 (P69)

★ 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度(後述)とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照) ※ 県内の検察庁の一覧は (P83) を参照

(4) 捜査、裁判に伴う問題

警察署・検察庁・裁判所へ行くのに不安を感じる。

● 付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判での傍聴や証言及び意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

公益社団法人 広島被害者支援センター (P73), 検察庁 (法廷のみ) (P80～参照), 広島弁護士会 (P85), (少年事件につき) 広島家庭裁判所 (P78, 79)

法的なアドバイスが欲しい。

● 各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

法テラス広島 (P71, 72), 広島弁護士会 (P85), 検察庁 (P80～参照)

★ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかかわからないという場合に、個々の状況に応じ、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

法テラス広島 (P71, 72)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい。

★ 日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応等、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先)

法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

★ 被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(国選被害者参加弁護士)を選定することを、(法テラスを経由し)裁判所に対して請求することができます。

(連絡先)

法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい。

★ 意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

少年事件についても、家庭裁判所に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(連絡先)

- 成人の刑事事件 検察庁 (P80～参照)
- 少年事件 広島家庭裁判所 (P78, 79)
- 法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

★ 刑事裁判への参加(被害者参加制度)

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照), 法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

● 刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。

(連絡先)

矯正管区(P87), 刑事施設(P88)

★ 意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。

(連絡先)

地方更生保護委員会(P90)，保護観察所 (P91)

★ 心情等伝達制度

被害に関する心情，犯罪被害者等の置かれている状況，保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き，保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先)

保護観察所 (P91)

事件に関する情報を知りたい (加害者がどうなったのか知りたい。)

★ 被害者連絡制度

捜査員等が，捜査の状況や犯人に関する情報 (逮捕，処分等) を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

(連絡先)

各警察署 (P69)，第六管区海上保安本部 (P70, 71)

★ 被害者等通知制度

事件の処理結果や有罪判決，審判結果が確定した加害者の処遇状況等をお知らせします。

(連絡先)

○ 処理結果に関して

- ・ 刑事事件 検察庁 (P80～参照)
- ・ 少年事件 (特定少年も含む) の審判結果 広島家庭裁判所 (P78, 79)

○ 加害者の処遇状況に関して

- ・ 刑事事件 検察庁 (P80～参照)
- ・ 審判結果が少年院送致の少年事件 (特定少年も含む) 少年鑑別所 (P88)，少年院 (P89)，矯正管区 (P87)
- ・ 審判結果が保護観察の少年事件 (特定少年も含む) 保護観察所 (P91)

○ 仮釈放等の審理開始 (結果) に関して

- ・ 地方更生保護委員会 (P90)

● 確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照)，広島弁護士会 (P85)

★ 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照), 広島弁護士会 (P85)

★ 公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)・少年事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。

少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

- 公判記録(公判係属中) 広島地方裁判所・広島簡易裁判所(P74～参照)
- 公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害者) 検察庁 (P80～参照)
- 少年事件の記録 広島家庭裁判所(P78, 79)
- 広島弁護士会 (P85)

★ 少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先)

広島家庭裁判所 (P78, 79), 広島弁護士会 (P85)

★ 審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先)

広島家庭裁判所 (P78, 79), 広島弁護士会 (P85)

★ 審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先)

広島家庭裁判所 (P78, 79)

検察官の不起訴処分に納得がいかない。

★ 検察審査会への審査申立て

検察官の不起訴処分について不服がある場合に、申立てを行うことができます。

(連絡先)

検察審査会(P84)

損害賠償請求等をしたい。

● 法律相談

民事・家事に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先)

法テラス広島(P71, 72), 県内市町 (P144～の一覧参照), 広島弁護士会 (P85), 広島司法書士会 (P86)

★ 民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替えを行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先)

法テラス広島 (P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

★ 損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先)

広島地方裁判所 (P74～参照), 法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

★ 被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により加害者が得た財産(犯罪被害財産)を加害者からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照)